

福山市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長及び福山市教育委員会教育長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2021年（令和3年）9月24日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	今	岡	芳
福山市監査委員	岡	崎	正
			淳

## 2019年度（令和元年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>スポーツ振興課</p> <p>スポーツ施設の備品管理について</p> <p>当該事務は、福山市財産管理規則等に基づき、スポーツ施設で使用する備品の取得、管理及び処分を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>備品の管理及び検査に当たっては、指定管理者と十分連携するとともに、福山市財産管理規則等に基づき、適正に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>スポーツ施設の備品管理については、備品台帳と各施設の備品を照合し、備品台帳の修正等を2021年（令和3年）7月に完了した。</p> <p>今後は、各スポーツ施設の指定管理者と備品台帳のデータを共有し、施設職員による備品検査を定期的実施するなど、福山市財産管理規則等に基づき、備品及び備品台帳を適正に管理する。</p>